平成２１年（フ）第２６１号
千葉県白井市けやき台２丁目７番３棟101号
債務者　稲葉　恭一
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第２８９号
千葉県四街道市栗山1059番地レジデンスＭ103
債務者　谷仲みづき
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第３００号
千葉県八街市朝日171番地７
債務者　阪口　幸男
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第３０８号
千葉県八街市八街に321番地
債務者　早川　幸男
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第３１２号
千葉県八街市八街い２番地56
債務者　杉山　千草
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第３１６号
千葉県八街市東吉田614番地17
債務者　宮坪　勝博
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第１１５号
千葉県袖ケ浦市横田2669番地12
債務者　高名　恵子
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２１年（フ）第２０５６号
名古屋市中川区柳島町３丁目18番地　ドエル柳島101号
債務者　水越　　徹
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２０９４号
愛知県知多郡東浦町大字森岡字前田36番地の８　シティーメゾン東浦401号
債務者　安部　俊明
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３６５号
埼玉県越谷市花田５丁目６番地17　メゾンコンフォールＶ201、前住所埼玉県越谷市花田７丁目２番地11
債務者　三反崎宣靖
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第３７０号
埼玉県吉川市栄町1481番地17
債務者　椿　　健
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第３７２号
埼玉県越谷市大字袋山2051番地　ニートマルイビル607
債務者　鈴木　千秋
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第３８９号
埼玉県草加市瀬崎町1379番地８　コーポ谷古宇Ａ１―101号
債務者　伊藤　新一
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第３９１号
埼玉県春日部市大枝89番地　武里団地３街区11棟404号
債務者　名越　洋子
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第３９５号
埼玉県三郷市鷹野１丁目239番地２
債務者　鈴木由紀子
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第４２３号
埼玉県北葛飾郡杉戸町高野台南２丁目６番地７
債務者　城田　徳安
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第１６９号
松江市八束町遅江1164番地
債務者　安部　利恵
1　決定年月日時　平成21年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
松江地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１７８３号
札幌市白石区南郷通１丁目北２番32号　ダイアパレス白石910号室、住民票上の住所北海道虻田郡豊浦町字船見町131番地８
債務者　星野　一博
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部